

千葉市スポーツコーチャー登録について

(資 格)

千葉市スポーツコーチャー登録（以下登録とする）は、指導者としての熱意をもつ
千葉市在住・在勤の20歳以上の方で次のいずれかの要件を満たすこととする。

- 1 スポーツ指導者資格を取得していること。
- 2 3年以上のスポーツ指導経験をもち、登録期間中にスポーツ指導者資格を取得すること。

(種 類)

スポーツ全般（スポーツ実技指導のほか、クラブマネジャー・クラブコーディネーターなど）

(任 期)

令和8年4月1日～令和10年3月31日

(目 的)

- 1 スポーツ活動に親しむ市民の要請を受け、スポーツコーチャーを紹介派遣することにより、市民のスポーツへの興味関心を高めるとともに、スポーツ指導者の人材確保及び養成を図ることを目的とする。
- 2 総合型スポーツクラブ等の市民の自主的なスポーツ活動の推進のため、運営面でのサポートを行う資格を有する人材の確保、及び育成を図ることを目的とする。

(職 務)

- 1 スポーツ教室等での指導、および市民団体等への派遣指導。（ただし指導の機会を約束するものではない。）
- 2 任期中にスポーツコーチャー講習会（年1回）、千葉市スポーツ指導者講習会（年1回）を受講。

(遵守事項)

- 1 登録者は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。
- 2 登録者は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 登録者は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 4 登録者は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 5 登録者は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

※登録者が、前項に違反したと認められた場合「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準」に準じた取扱いをする。

(募 集)

ちば市政だよりに掲載し、公募する。

登録書に必要事項を記入の上、公益財団法人千葉市スポーツ協会へ提出する。

〒260-0025

千葉市中央区問屋町1番20号 千葉ポートアリーナ内
公益財団法人千葉市スポーツ協会